

○大網白里市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

平成24年6月1日告示第64号

改正 平成24年12月28日告示第141号

改正 令和3年3月31日告示第54号

改正 令和3年8月23日告示第106号

改正 令和6年3月26日告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する木造住宅の安全性に関する意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第4号）及び補助金等に関する規則（昭和51年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象住宅)

第2条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に所在していること。

(2) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

(3) 一戸建ての住宅又は併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう。）であること。

(4) 在来軸組工法により建築された住宅であって、地上2階建て以下であること。

(補助対象耐震診断)

第3条 補助の対象となる耐震診断（以下「補助対象耐震診断」という。）は、千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会（木造住宅）講習修了者名簿に登録されたものが、一般財団法人日本建築防災協会の発行する木造住宅の耐震診断と補強方法に基づいて行う一般診断法又は精密診断法による耐震診断とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象木造住宅を所有する者（補助対象木造住宅を所有する者が2人以上いる場合にあつては、代表者として選任された者に限る。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 当該補助対象木造住宅に居住している者であつて、市の住民基本台帳に記録されているものであること。

(2) 世帯全員が市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）及び市に納付すべき使用料等を完納していること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象木造住宅について、補助対象耐震診断に要した費用の3分の2の額に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、その額は、8万円を限度とする。

2 補助金は、1補助対象木造住宅につき1回に限り交付する。

(耐震診断の完了期限)

第6条 第8条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けた日から120日を経過する日又は当該日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、当該交付決定を受けた耐震診断（以下「交付決定耐震診断」という。）を完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象耐震診断を実施する前に、大網白里市木造住宅耐震診断補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に

掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類について、申請者の同意を得て市の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 市税の納付状況を確認できる書類
 - (3) 木造住宅耐震診断事業計画書（別記第2号様式）
 - (4) 補助対象木造住宅の登記事項証明書その他の所有者及び建築年月日が確認できる書類
 - (5) 補助対象木造住宅の付近見取図、配置図及び平面図
 - (6) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定したときは、大網白里市木造住宅耐震診断補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定耐震診断の内容を変更しようとするときは、大網白里市木造住宅耐震診断補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に変更事項を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更の承認の可否を決定し、大網白里市木造住宅耐震診断補助金変更承認（不承認）決定通知書（別記第5号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（中止の届出）

第10条 交付決定者は、交付決定耐震診断（変更後の交付決定耐震診断を含む。以下同じ。）の実施を中止しようとするときは、大網白里市木造住宅耐震診断中止届出書（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、交付決定耐震診断が完了したときは、交付決定耐震診断の完了した日から起算して30日以内に、大網白里市木造住宅耐震診断実績報告書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定耐震診断に係る結果報告書の写し
- (2) 交付決定耐震診断に係る契約書の写し
- (3) 交付決定耐震診断に要した費用に係る請求書及び領収書の写し

（確定の通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認められるときは、大網白里市木造住宅耐震診断補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の通知を受けた交付決定者は、交付決定日の属する年度の3月31日までに、大網白里市木造住宅耐震診断補助金交付請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第14条 前条の規定にかかわらず、交付決定者は、補助金の請求及び受領について、交付決定耐震診断を施行した業者（以下「施行者」という。）に委任すること（以下「代理受領」という。）ができる。

- 2 第12条の通知を受けた交付決定者は、代理受領を行う場合にあっては、施行者をして交付決定日の属する年度の3月31日までに、大網白里市木造住宅耐震診断補助金交付（代理受領）請求書（別記第10号様式）及び代理受領委任状（別記第11号様式）を市長に提出させなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに施行者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定による補助金の交付があったときは、交付決定者に対して補助金を交付したものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、大網白里市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 第10条の規定による中止の届出があったとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （3） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （4） 補助対象木造住宅が違反建築であると判明したとき。
- （5） その他市長が補助することが不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第16条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。